

令和8年第2回 三種町選挙管理委員会会議録

- 1 開催日時 令和8年1月26日(月)午前8時55分
- 2 開催場所 三種町役場 第1会議室
- 3 出席委員 田村 明、飯塚 巧作、木村 信悦、櫻庭 一則
- 4 欠席者
- 5 事務局 書記長 三浦 保
書記 宮田 孝志郎、檜森 大樹、三浦 徹斗

- 6 付議された案件は、次のとおりである。
 - 議案第14号 選挙人名簿に登録することについて(選挙時)
 - 議案第15号 選挙人名簿から抹消することについて(選挙時)
 - 報告第1号 登録の移替えをした者について(衆院選)
 - 報告第2号 選挙権を有する者の50分の1の数について
 - 報告第3号 選挙権を有する者の3分の1の数について
 - 議案第16号 期日前投票管理者及びその職務代理者の選任について(衆院選)
 - 議案第17号 期日前投票立会人の選任について(衆院選)
 - 議案第18号 移動期日前投票管理者及びその職務代理者の選任について(衆院選)
 - 議案第19号 移動期日前投票立会人の選任について(衆院選)
 - 議案第20号 投票管理者及びその職務代理者の選任について(衆院選)
 - 議案第21号 投票立会人の選任について(衆院選)
 - 議案第22号 委員長専決事件の指定について(衆院選)

午前 8 時 5 5 分

三浦書記長 それでは令和 8 年第 2 回三種町選挙管理委員会を開催いたします。開会に当たりまして木村委員長からご挨拶をいただきまして、その後の進行の方もよろしくお願ひします。

木村委員長 おはようございます。いよいよ 2 月 8 日投開票の衆院選となります。このように雪が降り続き道路状況悪くなっておりますが、交通事故等気を付けながら選挙を迎えられるようお願ひいたします。

本日は、衆議院選挙関係の選挙時登録や選任職等の議案となっておりますのでご審議の程よろしくお願ひします。

案件に入る前に議事録署名委員の指名ということで、飯塚委員と櫻庭委員にお願ひいたします。

それでは、議案第 1 4 号「選挙人名簿に登録することについて」事務局から説明をお願ひします。

檜森書記 はい。議案第 1 4 号ですが、衆議院選挙の選挙時登録における選挙人名簿への新規登録についてお諮りするものでございます。

前回の 1 2 月定時登録の後に、1 8 歳に達した者及び転入から 3 箇月を経過した 1 8 歳以上の者を新たに名簿に登録するものであり、具体的な人数等は 1 と 2 に記載しています。

1 の新有権者登録は、平成 1 9 年 1 2 月 3 日から平成 2 0 年 2 月 9 日までに生まれた方が対象で、人数は、男 9 人、女 1 4 人、計 2 3 人です。

2 の転入登録は、令和 7 年 9 月 2 日から令和 7 年 1 0 月 2 6 日までに転入し、継続して居住している方が対象で、人数は、男 1 2 人、女 1 4 人、計 2 6 人です。

よって、今回の選挙時登録における登録者総数は、男 2 1 人、女 2 8 人、合計 4 9 人となります。

対象者については、別冊の名簿をご覧ください。新有権者登録は 1 頁に、転入登録については 2 頁に記載しております。

説明は以上です。

木村委員長 はい。それでは名簿を確認の上、ご意見、ご質問等ございましたら、お願ひします。確認が終わりましたら、終わった旨教えてください。それではお願ひします。

(各委員、暫時資料を確認)

(「特にありません。」の声有り。)

それでは名簿のとおり登録ということで、議案第14号は原案どおり決定します。次に、議案第15号「選挙人名簿から抹消することについて」、説明をお願いします。

檜森書記

はい。議案第15号は、選挙時登録における選挙人名簿からの抹消についてお諮りするものでございます。

前回の12月定時登録の後に亡くなった方及び転出から4箇月を経過した方を名簿から抹消するものであり、人数等は1と2に記載しております。

1の死亡抹消者は、死亡の届出が令和7年12月1日から令和8年1月25日までの方が対象で、人数は、男27人、女37人、計64人です。

2の転出抹消者は、令和7年8月1日から令和7年9月25日までに町から転出した方が対象で、人数は、男11人、女14人、計25人です。

よって、今回の選挙時登録における抹消者総数は、男38人、女51人、合計89人となります。

対象者については、死亡抹消は別冊名簿の3頁と4頁、転出抹消は5頁に記載しております。説明は以上です。

木村委員長

それでは、名簿を確認いただきながら、ご意見等ございましたらお願いします。

(各委員、暫時資料を確認)

(「特にありません。」の声有り。)

はい。ご意見等無いようですので、議案第15号を原案どおり決定し、名簿のとおり抹消することといたします。

(「はい。」の声有り。)

続きまして、報告第1号「登録の移替えをした者について」、説明をお願いします。

檜森書記

はい。報告第1号ですが、町内転居による投票区の移替えを行った者について、報告するものでございます。

前回の12月定時登録では、11月31日までの町内転居に係る移替えを報告しており、1月21日より移し替えの延期を行っておりますので、今回の報告の対象は、12月1日から1月20

日までに町内転居された方です。人数は、男5人、女14人、計19人です。

対象者については、別冊名簿の6頁に掲載しております。

報告は以上です。

木村委員長

それでは、名簿を確認いただきながら、ご意見等ございましたらお願いします。

(各委員、暫時資料を確認)

(「特にありません。」の声有り。)

はい。ご意見等無いようですので、報告第1号は以上といたします。続きまして、報告第2号「選挙権を有する者の50分の1の数について」と、報告第3号「選挙権を有する者の3分の1の数について」は関連性がありますので、一括して説明をお願いします。

檜森書記

はい。報告第2号は有権者の50分の1の数を、報告第3号は有権者の3分の1の数をご報告するものです。50分の1の数は、地方自治法に基づく条例の改廃請求や監査請求に必要な署名数、3分の1の数は、議会の解散請求、町長の解職請求等に必要な署名数となっております。

議案7頁の名簿登録者数増減表をご覧ください。初めに、有権者数になりますが、前回の登録者に新規登録49人を加え、抹消89人を引いた12,540人が、今回の定時登録の名簿登録者数となります。したがって、これを50で除した数は、5頁に記載のとおり251となり、3で除した数は、6頁に記載のとおり4,180となります。

報告は以上です。

木村委員長

はい。報告第2号、第3号について、よろしいでしょうか。

(「はい。」の声有り。)

そうすれば、報告第2号、第3号については、以上といたします。続きまして、続きまして、議案第16号「期日前投票管理者及びその職務代理者の選任について」と議案第17号「期日前投票立会人の選任について」も、関連がありますので一括して上程します。説明をお願いします。

檜森書記

はい。議案第16号は、衆院選の期日前投票所における投票管理者及びその職務代理者を、議案第17号は投票立会人を選任す

ることについてお諮りするものです。

期日前投票管理者及び職務代理者は9頁、期日前投票立会人は11頁から12頁までに記載の者に選任したいと考えております。説明は以上です。

木村委員長 ただいまの事務局の説明について、ご意見、ご質問等ございましたら、お願いします。

木村委員長 新規の方はいらっしゃるか。

事務局 1名おります。

はい。他にご意見等無いようですので、議案第16号及び17号を原案どおり決定いたします。議案第18号「移動期日前投票管理者及びその職務代理者の選任について」と、議案第19号「移動期日前投票立会人の選任について」も、関連がありますので一括して上程します。事務局の説明をお願いします。

檜森書記 議案第18号は衆院選の移動期日前投票所における投票管理者及びその職務代理者を、議案第19号は投票立会人を選任することについてお諮りするものです。

投票管理者と職務代理者は14頁、投票立会人は15頁に記載の方に選任したいと考えております。

説明は以上です。

木村委員長 ただいまの事務局の説明について、ご意見、ご質問等ございましたら、お願いします。

(「特にありません。」の声有り。)

はい。ご意見等無いようですので、議案第18号及び19号を原案どおり決定いたします。続きまして、議案第20号「投票管理者及びその職務代理者の選任について」と議案第21号「投票立会人の選任について」は、関連がありますので一括して上程します。説明をお願いします。

檜森書記 はい。議案第20号は、衆院選の当日の投票所における投票管理者及びその職務代理者を、議案第21号は投票立会人を選任することについてお諮りするものです。

投票管理者及び職務代理者は17頁と18頁に、投票立会人は20頁と21頁に記載の者に選任したいと考えております。

説明は以上です。

木村委員長 ただいまの事務局の説明について、ご意見、ご質問等ございま

したら、お願いします。

(「特にありません。」の声有り。)

はい。ご意見等無いようですので、議案第20号及び21号を原案どおり決定いたします。次が本日最後の案件となります。議案第22号「委員長専決事件の指定について」、説明をお願いします。

檜森書記 議案第22号は、衆院選の執行において、委員長の専決事件を指定することについてお諮りするものでございます。

専決事件として指定したい事項は、「令和8年2月8日執行の衆議院議員総選挙および最高裁判所裁判官国民審査における選挙人名簿抄本の抹消及び共通投票所を含む投票管理者及びその職務代理人、投票立会人(補充選任を除く。)、移動期日前投票所を含む期日前投票管理者及びその職務代理人並びに期日前投票立会人(補充選任を除く。)の選任の変更並びにポスター掲示場の設置場所の変更」、となります。

本委員会以降、諸事情により投票管理者等の選任の変更や、ポスター掲示場の設置場所の変更を要する状況となった場合に、選挙管理委員会を新たに開催し、決定する時間的余裕が無いことから、委員長の専決事項とさせていただきたいというものです。説明は以上です。

木村委員長 ただいまの事務局の説明について、ご意見、ご質問等ございましたら、お願いします。

(「特にありません。」の声有り。)

はい。ご意見等無いようですので、議案第22号を原案どおり決定いたします。

本日の案件は以上で終了となります。最後に、「4その他」ですが、事務局の方から何かありますか。

檜森書記 はい。それでは、今後の日程についてご説明いたします。

(資料に基づき説明)

今後の日程につきましては、以上でございます。

木村委員長 委員の皆さんから、何かございませんか。

(「ありません。」の声あり。)

最後に私からお願いとなりますが、混在が確認されましたので、点検確認係に間違いが無いよう念押しをお願いします。

事務局 了解いたしました。

木村委員長 それでは、これで令和8年第2回三種町選挙管理委員会を閉会
します。本日はお疲れさまでした。

午前9時57分閉会

会議のてん末・概要に相違ないことを証明するためにここに署名する。

委員長 _____

署名委員 _____

署名委員 _____